

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 9 月 30 日

月 曜 日

号 外

目 次

規 則

- 富山県行政組織規則の一部を改正する規則 1
- 富山県歯科保健医療対策会議規則 2

告 示

- 道路の供用開始 3
- 富山県民共生センターの使用料の額についての一部改正 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 5

公 告

- 土地改良区の役員の就退任 6

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第42号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第79条の表富山県がん対策推進協議会の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------------|--|-----|
| 富山県歯科保健医療 対策会議 | 次に掲げる事項について調査審議する事務 (1) 富山県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成 25年富山県条例第46号）の規定によりその権限 に属する事項 (2) その他歯と口腔の健康づくりの推進に関する 重要事項 | 健康課 |
|-------------------|--|-----|

第79条の表富山県麻薬中毒審査会の項中「第58条の9第2項」を「同法第58条の

9 第 2 項」に改める。

第 141 条第 2 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「第 3 条第 3 項」の次に「（同法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則中第 79 条の改正規定は公布の日から、第 141 条第 2 号の改正規定は平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

(人 事 課)

富山県歯科保健医療対策会議規則を次のように定め、公布する。

平成 25 年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 43 号

富山県歯科保健医療対策会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県歯と口腔^{くわう}の健康づくり推進条例（平成 25 年富山県条例第 46 号）第 13 条第 4 項の規定に基づき、富山県歯科保健医療対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第 3 条 対策会議に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 対策会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(部会)

第 5 条 対策会議に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が対策会議に諮って定める。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 対策会議は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 対策会議の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健 康 課)

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第396号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 9 月 30 日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 | 縦覧場所 |
|----------------|-------------------------------|----------------|--------------|
| 県道 中川南町線 | 高岡市末広町1232番2から 高岡市白金町89番まで | 平成25年 9 月 30 日 | 高岡土木 センター |

富山県告示第397号

富山県民共生センターの使用料の額についての一部改正について

富山県民共生センターの使用料の額について（平成 9 年富山県告示第 294号）の
一部を次のように改正し、平成26年 1 月 1 日から施行する。

平成25年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 の表中

| | | | | | | | | |
|------------------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 大 研 修 室 | 研修室303 | 20,350 | 16,950 | 8,500 | 16,950 | 10,200 | 8,500 | 2,850 |
| | 研修室304 | 18,850 | 15,750 | 7,900 | 15,750 | 9,450 | 7,900 | 2,650 |
| | 研修室305 | 12,400 | 10,350 | 5,200 | 10,350 | 6,200 | 5,200 | 1,750 |
| | 研修室402 | 14,700 | 12,250 | 6,150 | 12,250 | 7,350 | 6,150 | 2,050 |

を

| | | | | | | | | |
|---|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 大 | 研修室303 | 20,350 | 16,950 | 8,500 | 16,950 | 10,200 | 8,500 | 2,850 |
| | 研修室304 | 18,850 | 15,750 | 7,900 | 15,750 | 9,450 | 7,900 | 2,650 |

| | | | | | | | | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 研 修 室 | 研修室305 | 12,400 | 10,350 | 5,200 | 10,350 | 6,200 | 5,200 | 1,750 |
| | 研修室307 | 31,750 | 26,450 | 13,250 | 26,450 | 15,850 | 13,250 | 4,450 |
| | 研修室308 | 18,750 | 15,650 | 7,850 | 15,650 | 9,400 | 7,850 | 2,650 |
| | 研修室402 | 14,700 | 12,250 | 6,150 | 12,250 | 7,350 | 6,150 | 2,050 |

に改める。

2 の表映写設備及び視聴覚機器の項を次のように改める。

| | | | |
|---|--------------------|----|-------|
| 映 写 設 備 及 び 視 聴 覚 機 器 | 16ミリフィルム映写装置 | 1台 | 2,940 |
| | スライドフィルム映写装置 | 1台 | 1,580 |
| | 資料提示装置 | 1台 | 1,580 |
| | ビデオプロジェクター（スクリーン付） | 1式 | 2,850 |
| | スクリーン | 1張 | 840 |
| | スクリーン（移動式） | 1張 | 740 |
| | ビデオテープレコーダー | 1台 | 2,100 |

（男女参画・ボランティア課）

富山県告示第398号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定するので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成25年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

| | | | | |
|------------|-----|----------------|-----------------------|-------|
| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において担当すべき医療の種類 | 指定年月日 |
| 名 称 | 所在地 | | | |

| | | | | |
|---------------------------|--------------------------|--------|--|------------|
| とやま調剤薬 局藤の木店 | 富山市藤の木 園町148 | 精神通院医療 | | 平成25年10月1日 |
| ウエルシア薬 局高岡戸出店 | 高岡市戸出町 4-11-5 | 精神通院医療 | | 平成25年10月1日 |
| チューリップ 宝町薬局 | 高岡市宝町7 番8号 | 精神通院医療 | | 平成25年10月1日 |
| ウエルシア薬 局黒部荻生店 | 黒部市荻生 1660番地 | 精神通院医療 | | 平成25年10月1日 |
| ウエルシア薬 局射水本開発 店 | 射水市本開発 字代官免 130 -8 | 精神通院医療 | | 平成25年10月1日 |
| 訪問看護ステ ーションフィ ット | 富山市内幸町 5-13 | 精神通院医療 | | 平成25年10月1日 |
| 小矢部市医師 会訪問看護 ステーション | 小矢部市綾子 290番地6 | 精神通院医療 | | 平成25年10月1日 |

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

土地改良区の役員の退任

舟橋村土地改良区の役員であった次の者が平成25年9月12日退任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 野 村 忍 | 中新川郡舟橋村佛生寺 289番地 |
| 同 | 櫻 井 昇 | 同 立山町塚越 188番地 |
| 同 | 竹 島 忠 | 同 舟橋村舟橋 1074番地 |
| 同 | 杉 本 政 雄 | 同 同 古海老江 100番地 |
| 同 | 山 岸 克 彦 | 同 同 海老江 111番地 |

| | | | | | |
|-----|---------|---|---|-----|--------|
| 同 | 曾 我 敬 一 | 同 | 同 | 東芦原 | 208番地1 |
| 同 | 三 鍋 芳 男 | 同 | 同 | 竹内 | 239番地 |
| 同 | 酒 井 信 行 | 同 | 同 | 国重 | 116番地3 |
| 監 事 | 吉 田 昭 一 | 同 | 同 | 東芦原 | 196番地 |
| 同 | 塩 原 勝 | 同 | 同 | 舟橋 | 456番地 |
| 同 | 稲 田 順 市 | 同 | 同 | 稻荷 | 20番地5 |

土地改良区の役員の就任

舟橋村土地改良区の役員に次の者が平成25年9月13日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 | |
|-----|---------|-----------|--------|
| 理 事 | 竹 島 忠 | 中新川郡舟橋村舟橋 | 1074番地 |
| 同 | 櫻 井 昇 | 同 立山町塚越 | 188番地 |
| 同 | 明 和 俊 一 | 同 舟橋村海老江 | 121番地 |
| 同 | 藤 城 道 博 | 同 同 古海老江 | 81番地 |
| 同 | 三 鍋 芳 男 | 同 同 竹内 | 239番地 |
| 同 | 田 鍋 靖 直 | 同 同 佛生寺 | 98番地1 |
| 同 | 森 田 浩 文 | 同 同 東芦原 | 240番地 |
| 同 | 酒 井 信 行 | 同 同 国重 | 116番地3 |
| 監 事 | 稲 田 順 市 | 同 同 稻荷 | 20番地5 |
| 同 | 塩 原 勝 | 同 同 舟橋 | 456番地 |
| 同 | 吉 川 良 二 | 同 同 東芦原 | 200番地 |

